

防府市小野学校給食共同調理場給食協議会設置要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市小野学校給食共同調理場給食協議会（以下「給食協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 給食協議会は、次に掲げる事項について、協議、検討するものとする。

- (1) 調理等一部業務委託に伴う学校給食に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第3条 給食協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 保護者代表
- (2) 校長
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (4) 給食主任
- (5) 養護教諭
- (6) 調理業務受託業者代表
- (7) 学校教育課学校給食管理室長
- (8) 前各号に掲げる者のほか教育長が認めた者

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じてその都度開催するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、学校教育課学校給食管理室で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は給食協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月30日から実施する。